

和歌山県文化振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県民による主体的な芸術活動及び文化活動を支援することにより、本県における芸術文化活動の普及及び向上と、文化活動による地域の活性化を図るために補助金を交付するものとし、その交付に関しては和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に定めるもので、1団体当たり各号につき1事業とする。

(1) 大規模大会等開催事業

芸術や学術等の文化に関する大規模大会等（概ね2,000名以上の参加者（オンライン参加者を含む。）が見込めるものをいう。）を県内で開催し、本県の文化情報を県内外に広く発信するとともに、文化を通じた地域理解の向上及び県内外からの誘客の促進など地域の活性化に大きく寄与すると認められる事業

(2) 県内における文化芸術活動の支援

ア 地域文化資源の活用事業

歴史的な場所や景観、伝統的な建築物や芸能、学術的な資料など地域の文化資源を活用した文化事業を県内で実施し、多くの地域住民の参画、身近に芸術とふれあう環境づくり、県外からの観光客や研究者の集客、地域情報の発信など地域の活性化に寄与すると認められる事業

イ 青少年文化・芸術体験機会の創出事業

青少年が、芸術や学術等の文化に関し、鑑賞、体験並びに指導が受けられる機会を提供し、青少年の文化活動への関心を高めることに寄与すると認められる事業

ウ 障害等による垣根をなくす文化芸術交流事業

上記ア、イに該当する事業のうち、障害のある者による文化芸術の創造・発表やその機会の創出を支援し、障害の有無等にかかわらず誰もが文化芸術の鑑賞・体験を楽しむことのできる機会を提供することにより、多様な文化交流に寄与すると認められる事業

2 補助金の交付対象となる事業は、前項に定めるもののうち、次の各号に掲げる事項を全て満たす事業とする。

- (1) 寄附（チャリティー）を目的としていないこと。
- (2) 営利を目的としていないこと。
- (3) 宗教的又は政治的意図を有していないこと。
- (4) 公序良俗に反していないこと。
- (5) 稽古事や教室（カルチャースクールを含む。）等の講習会や発表会でないこと。
- (6) 会員間の親睦、会員のみを対象とした研究発表を目的としていないこと。
- (7) 他の県費助成金等を得ていないこと。
- (8) この補助金がなくても実施可能であること。

3 補助金の交付対象となる事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助対象団体の要件)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、県内に活動の本拠がある団体のうち、以下の要件を全て備えている団体とする。ただし、地方公共団体及び地方公共団体に準ずるものとして知事が定める団体は、補助対象団体となることができない。

- (1) 定款若しくは寄附行為又はこれらに類する規約等を有していること。
- (2) 代表者及び事務所が明らかになっていること。（事務所がない場合は、代表者宅を事務所として差し支えない。）
- (3) 会計、監査組織を有すること。
- (4) 複数の構成員で組織されていること。
- (5) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、別表1に定めるところによる。

- 2 補助対象外経費は、別表2に定めるところによる。
- 3 事業費として計上できない経費は、別表3に定めるところによる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内であり、かつ、団体自己負担額(事業費から次項に定める収入を差し引いた金額)以内とし、事業別の限度額を別表4のとおりとして、予算の範囲内で決定する。(千円未満の端数は切り捨てる。)

- 2 収入とは、入場料、共催者負担金、他の助成金、寄附金、参加費、広告料等とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記第1号様式)
- (2) 収支予算書(別記第2号様式)
- (3) 申請団体概要(別記第3号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 2 前項に掲げる書類の提出期限は、知事が別に定める。

- 3 交付申請に当たり、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した補助金交付決定前着手届(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第7条 規則第8条に規定する申請の取り下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8条 規則第6条に規定する補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助を受けようとする事業のポスター、チラシ、プログラム等印刷物に、その事業が「和歌山県文化振興事業補助事業」である旨の表示をすること。
- (2) 次の事項に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 当該補助事業の完了により補助団体に相当の利益が生ずると認められる場合は、知事は先に交付決定した額を減額することができること。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付する書類等は次のとおりとする。

- (1) 事業報告書(別記第5号様式)
- (2) 収支決算書(別記第6号様式)
- (3) 事業費にかかる領収書の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 2 前項に掲げる書類は、当該補助事業完了後、速やかに提出すること。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条による報告を受けた場合においては、規則第14条に基づき適切な調査の上、交付すべき補助金の額を確定し、補助団体に通知する。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条により補助金の額が確定し、規則第16条に規定する補助金等交付請求書の提出後に交付するものとする。

(その他)

第12条 この要綱の実施に関しては、規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

2 和歌山県文化事業補助金交付要綱（平成14年制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年1月29日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年2月15日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月13日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年2月18日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年2月23日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年2月 1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月31日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年1月31日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月31日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月31日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月14日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

【別表1】

補助対象経費（申請書に記入した活動を実施するにあたり直接的にかかる経費）

経費項目	説明
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、出演料等
音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、副指揮料、楽器借料、楽譜借料、調律料等
文芸費	演出料、演出助手料、監修料、振付料、振付助手料、舞台監督料、舞台助手料、舞台芸術・衣装等デザイン料、照明・音響等プラン料、台本料、訳詞料、著作権使用料等
設営費	会場設営費、会場撤去費等
舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、照明費、音響費、メイク費、舞台スタッフ費、舞台美術費、材料費、動画制作・配信に係る経費等
会場費	会場使用料、会場付帯設備使用料、リハーサル室利用料、楽屋使用料、会議室利用料、感染症の感染拡大防止に係る経費※等
運搬費	作品運搬費、道具運搬費、楽器運搬費等
謝金	通訳謝金、翻訳謝金、手話通訳謝金、要約筆記謝金、司会謝金、審査員謝金、指導者謝金、託児謝金、医師・看護師謝金（特に必要な場合に限る。）等
旅費	交通費、宿泊費等
通信費	案内状送付料（出演・出品者等の募集にかかる案内も含む。）等
宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り、デジタル媒体等）、入場券販売手数料、立看板費等
印刷費	プログラム印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、入場券印刷費、募集案内印刷費等
保険料	参加者や講師・スタッフ等に係る傷害保険及び賠償責任保険料

※マスク、フェイスシールド、ビニールカーテン・アクリル板（受付用等）、手袋、消毒用品、非接触型体温計等の購入費、赤外線サーモグラフィ等の賃借料、消毒作業人件費等

【別表2】

補助対象外経費（事業費には含む。）

謝金	駐車場整理及び会場整理（会場監視員、会場整理員、会場警備員等）にかかる謝金（特に必要な場合に限る。）等
旅費	特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金）等
印刷費	収録制作費（当該活動の成果として記録する作品集等を含む。）、台本印刷費等
記録費	録画費、録音費、写真費（当該活動の成果として記録するものに限る。）等

【別表3】

※事業費として計上できない経費

- 主催団体又は共催団体の構成員等を主たる対象とした練習にかかる経費。ただし、リハーサル又はゲネプロ（通し総稽古）にかかる経費は、1回に限り補助対象経費として計上できる。
- 主催団体又は共催団体の構成員に支払う経費：出演費、旅費等
- 主催団体又は共催団体の「役員又は職員」が「代表」を務める他団体への支出（公共施設の指定管理者である団体への会場費を除く。）
- 食料費・接待費の類：接待費、打ち上げなどのパーティーにかかる経費、弁当代等
- 備品購入費：楽器、美術品、什器等
- 団体運営経費の類：事務所の光熱水費、電話代、消耗品費、交際費、振込手数料、印紙代、事務職員人件費等
- その他経費の類：礼状送付通信費、ガソリン代、賞金、参加賞代、記念品代、個人への花束代等
- 領収書等がないなど、支出の事実が証明できない経費
- 事業終了後、団体又は個人の所有物となり得るものにかかる経費
- 社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費

【別表4】

(1) 大規模大会等開催事業		100万円
(2) 県内における文化芸術活動の支援		
ア 地域文化資源の活用事業		50万円
イ 青少年文化・芸術体験機会の創出事業		50万円
ウ 障害等による垣根をなくす文化芸術交流事業		60万円

事業計画書

事業区分	1 大規模大会等開催事業 2-ア 地域文化資源の活用事業 2-イ 青少年文化・芸術体験の創出事業 2-ウ 障害等による垣根をなくす文化芸術交流事業
事業名	
(趣旨・目的)	
(実施時期)	
(実施場所・施設名)	
(実施内容)	
(達成目標)【事業への参加者数や参加者へのアンケート結果（満足した人の割合）等、可能な限り定量的なもの】	
(共催者・後援者・協賛者等)	

※実施内容欄には、事業規模（出演者数、観客者数、参加者数、スタッフ数など）が分かるように具体的に記載してください。

収 支 予 算 書

(収入)

(支出)

項目	内 訳	予算額
入場料収入		千円
その他の収入	[共催者負担金]	
	[共催者以外の補助金・助成金]	
	[寄附金・協賛金]	
	[プログラム等売上収入]	
	[参加・出品費]	
	[広告料・その他]	
小 計 (イ)		
自己負担額 (ロ)		
総額 (イ) + (ロ)		

項目	内 訳	予算額
補助対象経費	出演・音楽・文芸費	千円
	設営・舞台・会場・運搬費	
	謝金・旅費・通信・宣伝・印刷費	
	保険料	
	小 計 (A)	
補助対象外経費		
小 計 (B)		
総額 (A) + (B)		

※ 収入・支出の内訳・内容欄には、収入・支出の内容とともに、単価・数量を併せて記載してください。

申請団体概要

団体名	
代表者職・氏名	
住所（所在地）	〒
電話番号	
ホームページアドレス	
団体設立年月日	
組 織	
沿 革	
（事務担当者連絡先） 役 職： 氏 名： 住 所： 〒 電話番号： e-mail アドレス：	

（添付書類）（1）定款若しくは寄附行為又はこれらに類する規約

（2）直近年度の収支決算書

なお、実行委員会形式で応募する場合は、中核団体概要1枚、実行委員会概要1枚の計2枚が必要。

別記第4号様式（第6条関係）

和歌山県文化振興事業補助金交付決定前事前着手届

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所
氏名又は名称

年 月 日付で交付申請した標記事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、和歌山県文化振興事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により届けます。

記

- 1 交付申請した事業が不採択となった場合及び交付決定した補助金が交付申請額に達しない場合において、異議がないこと
- 2 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更をしないこと

事業名

事前着手理由

事業報告書

事業区分	1 大規模大会等開催事業 2-ア 地域文化資源の活用事業 2-イ 青少年文化・芸術体験機会の創出事業 2-ウ 障害等による垣根をなくす文化芸術交流事業
事業名	
実施日時	
実施場所	
参加者数	
実施内容	
事業成果	【事業計画書に記載した達成目標に対する結果とそれに対する考察等】
	【その他、事業の結果として達成できたことや、地域への波及効果、今後の見通し等をご記入ください。】

※この用紙に書ききれない場合は、別の用紙（日本工業規格A4。様式自由）に記入してください。

収 支 決 算 書

(収入)

(支出)

項目	内 訳	決算額
入 場 料 収 入		円
そ の 他 の 収 入	[共催者負担金]	
	[共催者以外の補助金・助成金]	
	[寄附金・協賛金]	
	[プログラム等売上収入]	
	[参加・出品費]	
	[広告料・その他]	
小 計 (イ)		
自 己 負 担 額 (ロ)		
総額 (イ) + (ロ)		

項目	内 訳	決算額	
補 助 対 象 経 費	出 演 ・ 音 楽 ・ 文 芸 費	円	
	設 営 ・ 舞 台 ・ 会 場 ・ 運 搬 費		
	謝 金 ・ 旅 費 ・ 通 信 ・ 宣 伝 ・ 印 刷 費		
	保 険 料		
	小 計 (A)		
	補 助 対 象 外 経 費		
	小 計 (B)		
総額 (A) + (B)			

※ 収入・支出の内訳・内容欄には、収入・支出の内容とともに、単価・数量を併せて記載してください。